

短期入所生活介護利用契約書

(以下「利用者」という)と社会福祉法人ジェイエー長野会介護老人福祉施設、のべやま(以下「事業者」という)は、利用者が介護老人福祉施設のべやま(以下「事業所」という)において、事業者から利用者に提供される短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第3条及び第4条に定める短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約の期間と更新)

この契約の契約期間は、令和 年 月 日からとし、利用者が第8条3項に基づき利用料金の変更を承諾した場合は、新たに【別紙 重要事項説明書】を作成し、契約を更新します。

第3条 (短期入所生活介護計画の作成)

- 1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って短期入所生活介護計画を作成します。
- 2 事業者は、短期入所生活介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条 (短期入所生活介護サービスの内容)

- 1 利用者が利用できるサービスの種類は【別紙 重要事項説明書】のとおりです。事業者は【別紙 重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、前項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 3 事業者は「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、同計画に沿ってサービスを提供します。
- 4 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、利用者の身体的な拘束並びに行動の自由を制限する行為を行いません。
- 5 利用者は、サービスの内容の変更を希望される場合には、事業者に申し入れることができます。
その場合、事業者は可能な限り希望に沿うようにします。

第5条 (サービス提供の記録)

- 1 サービス提供記録を作成し、当契約の終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業所において第1項のサービス提供記録を閲覧することができます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 （利用料金の支払）

- 1 利用者は【別紙 重要事項説明書】に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を、事業者を支払うものとします。
- 2 事業者は、当月分の利用料金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月分の利用料金を翌20日までに（「指定口座への振込み」、「口座振替」「現金支払い」）の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

第7条 （利用の変更、追加、中止）

- 1 利用開始予定日の前日までに利用期間の変更、または中止を申し入れることができます。
- 2 契約期間中であれば、追加利用を申し込むことができます。
- 3 利用者は、前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの利用料金とします。
- 4 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合は、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの利用料金とします。
- 5 利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院した日までの利用料金となります。

第8条 （利用料金の変更）

- 1 サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料の変更を申し入れることができます。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【別紙 重要事項説明書】を作成し、契約を更新します。
- 4 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、文書で通知することにより本契約を解除することができます。

第9条 （契約の終了）

- 1 利用者は、現に利用している期間を除き、事業者に対して、文書で通知することによりいつでも本契約を解約することができます。
- 2 事業者は、利用者が次の事項に該当したときには、本契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が、事業者を支払うべき利用料金を正当な理由なく3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (2) 利用者またはその家族が、故意または重大な過失により、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、生命・身体・財物・信用等を傷つけまたは著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (3) やむをえない事由により、施設を縮小または閉鎖する場合

3 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が、他の介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立と要支援）と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) 親族代表者を変更した場合 再契約が必要となりますので、ご連絡ください

第10条 （個人情報の使用、保護）

- 1 事業者及びサービス従事者は、入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
この秘密義務は本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上の必要性がある場合には、医療機関に利用者に関する情報を提供できるものとします。
- 3 利用者に係わる保険者(市町村)、介護サービス事業者、介護支援専門員、福祉事業者及び他社会福祉団体等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 その他緊急を要する時の連絡等の場合。
- 5 個人情報等を用いた会議の内容や相手方等について経過記録し、請求があれば開示します。
- 6 施設内掲示物、施設内外の配布物、ホームページ等に入所利用中に撮影した写真等を用いる場合があります。

第11条 （損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第12条 （損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施あたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第13条 （緊急時の対応）

事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場

合は、速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者からあらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡を行います。

3

事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条 （相談・苦情の対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情に対して、受け付ける窓口を開設して適切に対応するものとします。また、事業者は苦情等を述べた利用者に対して不利益な扱いをしてはならないものとします。

第16条 （本契約に定められていない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠意をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

また、事業者は利用者に対し【別紙 重要事項説明書】に基づいて、重要な事項を説明し、利用者は、重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

事 業 者

住 所 長野県南佐久郡南牧村野辺山字喜峯が丘65-3

事 業 所 名 社会福祉法人 ジェイエー長野会
特別養護老人ホーム のべやま

代表者氏名 施設長 柴崎 好広

利 用 者 住 所

氏 名

親族代表者 住 所

氏 名

（利用者との続柄）

電話番号

携帯電話